

報告第 4 号

債権の放棄について

飛騨市私債権管理条例（令和 7 年飛騨市条例第 7 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日に市の債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

債権の名称	放棄事由（飛騨市私債権管理条例第 6 条第 1 項の該当規定）	件数（件）	金額（円）
市営住宅管理費負担金	第 5 号 消滅時効	1	159,040
情報施設使用料	第 6 号 相続放棄	1	1,880
水道料金	第 2 号 破産免責	4	51,790
	第 5 号 消滅時効	44	827,132
	第 6 号 相続放棄	3	178,093
病院診療費	第 1 号 生活困窮	2	110,960
	第 5 号 消滅時効	12	166,140
合計		67	1,495,035